

添付法令資料 3 :

決済サービスプロバイダー (PJP) 及び決済システムインフラストラクチャー
運営者 (PIP) による決済システムの管理に関する2022年6月30日付
インドネシア中央銀行理事会規則No. 24/7/PADG/2022

(目次)

同年 7 月 1 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 範囲 (第 2 条)
- 第 3 章 PJP の許可及び PIP の決定
 - 第 1 節 通則 (第 3 条)
 - 第 2 節 所有及び管理のための株式の計算 (第 4 条)
 - 第 3 節 特定の条件における PJP としての許可の付与及び PIP となる決定 (第 5 条)
- 第 4 章 決済システムの管理
 - 第 1 節 価格スキーム (第 6 条)
 - 第 2 節 決済システムの資本義務の履行 (第 7 条)
 - 第 3 節 情報技術監査員 (第 8 条)
 - 第 4 節 活動推進、製品開発及び/又は協力 (第 9 条ないし第 12 条)
 - 第 5 節 物品及び/又はサービスの提供者との協力 (第 13 条)
 - 第 6 節 単独保有 (第 14 条)
 - 第 7 節 吸収合併、新設合併、分割及び/又は買収の形態をとるコーポレートアクション (第 15 条ないし第 19 条)
- 第 5 章 資金源及び資金源へのアクセス
 - 第 1 節 資金源 (第 20 条及び第 21 条)
 - 第 2 節 電子マネーの形態をとる資金源へのアクセス (第 22 条ないし第 25 条)
 - 第 3 節 LKD (デジタル金融サービス) の実施 (第 26 条ないし第 40 条)
 - 第 4 節 カードを使用した決済手段の形態をとる資金源へのアクセス
 - 第 1 款 クレジットカード (第 41 条ないし第 51 条)
 - 第 2 款 キャッシュカード及びデビットカード (第 52 条ないし第 55 条)
 - 第 3 款 カードを使用した決済手段のセキュリティ向上 (第 56 条及び第 57 条)
 - 第 5 節 決済チャネルの形態をとる資金源へのアクセス (第 58 条)
- 第 6 章 決済システムの技術革新 (第 59 条)
- 第 7 章 決済システムの監督
 - 第 1 節 罰金の形態をとる行政処分賦課の手続 (第 60 条)
 - 第 2 節 監督のための自己評価 (セルフ・アセスメント) (第 61 条)
 - 第 3 節 年次報告の書式 (第 62 条)

- 第4節 特定当事者に対する監督（第63条）
- 第8章 SRO（自主規制機関）
 - 第1節 SROの設立、吸収合併及び解散（第64条）
 - 第2節 SROにおけるメンバーシップ（第65条）
 - 第3節 SRO職務の実施範囲（第66条）
 - 第1款 SROによる規定の発行（第67条及び第68条）
 - 第2款 SRO規定の施行及び取消し（第69条及び第70条）
 - 第3款 情報技術監査員の登録（第71条）
 - 第4節 SRO及びインドネシア中央銀行との間の協議会（第72条）
 - 第5節 データ及び/又は情報の秘密保持（第73条）
 - 第6節 SROの監督（第74条）
- 第9章 経過規定（第75条）
- 第10章 終則（第76条及び第77条）

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所